

令和元年5月17日
教育委員会企画調整課

新たな「北九州市教育大綱」の策定について

平成27年11月に定めた北九州市教育大綱の期間が終了したため、令和元年5月9日、北九州市総合教育会議において、新たな教育大綱が策定された。

1 大綱の位置づけ

この大綱は、本市教育行政に関する目標や基本方針を定めるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、総合教育会議における教育委員会との協議・調整を経て市長が定めるもの。

2 大綱の対象

学校教育を中心に、市全体の視点を踏まえて、文化やスポーツ、福祉などのうち、子どもの教育に密接に関係する分野

3 大綱の期間

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間

北九州市教育大綱

令和元年 5 月

北九州市教育大綱

～SDGsの視点を踏まえたシビックプライドの醸成～

I 北九州市の未来を担う子どもの姿

- ◎本市に誇りをもつ子ども
- ◎新たな価値創造に挑戦する子ども
- ◎自立し、思いやりの心をもつ子ども

II 市全体で子どもの教育を支える5つの柱

1. 新たな時代を切り拓く力の育成

- (1) SDGsの視点を踏まえた教育の推進
- (2) グローバル化に対応する英語教育の推進
- (3) 超スマート社会を見据えた教育の情報化推進

2. 本市が誇る文化芸術・スポーツ、歴史などの特性を活かした教育の推進

- (1) 「東アジア文化都市2020北九州」をはじめ、文化芸術に触れる機会の充実と人材の育成
- (2) スポーツに触れる機会の充実と人材の育成
- (3) 本市ゆかりの先人や伝統文化など、地元の誇りとする文化を継承する取組みの推進
- (4) 地元企業などと連携・協力したキャリア教育

3. 市民総ぐるみで子どもの教育を支える取組みの推進

- (1) 家庭や地域とともにある学校づくりの推進
- (2) 企業や団体、大学、NPO等と連携した取組みの推進
- (3) 家庭、地域や関係機関等と連携した防災・安全に係る取組みの推進

4. 一人一人に寄り添った「誰一人取り残さない」子どもへの支援

- (1) 障害のある子どもへの支援
- (2) いじめ、長期欠席等へのきめ細やかな対応
- (3) 児童虐待の防止
- (4) 子どもの貧困対策

5. 「働き方改革」の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた社会全体での取組みの推進
- (2) 教員が子どもと向き合う時間を確保し、生き生きと充実して仕事ができる環境づくり

令和元年5月9日

北九州市長 北橋 健治

新たな大綱の策定にあたって

◆SDGsの視点を踏まえたシビックプライドの醸成

本市は、平成30(2018)年6月に「SDGs未来都市」に選定されました。同年11月には「北九州SDGsクラブ」を創設するなど、SDGsの達成に向け産官学民が一丸となって取組みを進めています。

子どもたちには、SDGsの視点を踏まえた教育を通して、本市の魅力を理解してもらい、本市に対する誇りや愛着を持ち、将来、ふるさとに貢献してくれる人材に育って欲しいとの想いから、SDGsの視点を踏まえたシビックプライド醸成を基本方針に掲げます。

大綱に沿った教育政策の展開により、北州市の未来を担う子どもたちには、「本市に誇りをもつ子ども」、「新たな価値創造に挑戦する子ども」、「自立し、思いやりの心をもつ子ども」に育って欲しいと願っています。

◆新たな時代を切り拓く力の育成

人口減少・高齢化、グローバル化、さらには、AI等の急速な技術革新など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。このように社会変化のスピードが速まる中で、子どもたちには、新たな時代を切り拓くことのできる力を着実に育んでいくことが大切です。

そのために、学校においては、SDGsの視点を踏まえた教育を推進し、持続可能な社会の構築に向けた国際目標であるSDGsを理解し、実践できる子どもを育成するとともに、グローバル化に対応するための英語教育の充実、さらには、AI等の技術革新の進展により、近い将来に到来が予想されている超スマート社会(Society 5.0)を見据えて、教育の情報化を進めていきます。

◆2020年「東アジア文化都市」を活かした文化芸術の取組みの推進

本市では、文化芸術の力を活かした「創造都市・北九州」の実現に向け取り組んでいます。こうした中、本市は、「東アジア文化都市」の2020年の開催都市に選定されました。「東アジア文化都市2020北九州」による各種事業をはじめ、子どもたちが文化芸術に触れる機会を一層充実するとともに、文化芸術に触れる継続的な取組みを推進し、人材の育成を進めていきます。

◆市民総ぐるみでの取組みの推進

学校や家庭や地域、あるいは企業や団体、大学、NPO等と一体となって、市民総ぐるみで子どもの教育を支える取組みを進めていきます。

◆SDGsの理念『誰一人取り残さない』

SDGsの『誰一人取り残さない』という理念のもと、障害のある子ども、いじめや長期欠席への対応、児童虐待の防止、子どもの貧困対策、性的少数者や外国人等のマイノリティへの対応など、一人一人に寄り添った子どもへの支援を進めています。

◆社会全体での「働き方改革」の推進

社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進し、子育て・介護と仕事の両立など、意欲を高める働き方改革を進めていくことが必要です。

教育現場では、全国的な課題として、教員の多忙化が指摘されています。本市の未来を担う子どもたち一人一人の可能性を引き出すためには、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、いきいきと充実して仕事ができる環境づくりを進めていくことが重要です。教員の多忙感解消に向けて業務改善を推進し、「本市の教員になって良かった」と思える環境づくりを進めていきます。

大綱の位置付け

(1) 大綱の位置づけ

この大綱は、本市教育行政に関する目標や基本方針を定めるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、総合教育会議における教育委員会との協議・調整を経て市長が定めるものです。

(2) 大綱の対象

この大綱は、学校教育を中心に、市全体の視点を踏まえて、文化やスポーツ、福祉などのうち、子どもの教育に密接に関係する分野を対象とします。

(3) 大綱の期間

この大綱の期間は、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間とします。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（略）